

旅行事故緊急費用 補償の概要

【保険金をお支払いする主な場合】

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故♣ 1 により、海外旅行中に次の①～⑦までの費用の負担を余儀なくされた場合

① 交通費 ② ホテル等の宿泊施設の客室料 ③ 食事代♣ 2 ④ 国際電話料等通信費 ⑤ 渡航手続費 ⑥ 渡航先で予定していたサービスの取消料等 ⑦ 身の回り品の購入費用♣ 3

♣ 1 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者によりその発生の証明がなされる事故に限ります。

♣ 2 食事代は、次のア. またはイ. に該当し、費用を負担した場合にお支払いします。

ア. 搭乗予定の航空機について、6 時間以上の出発遅延・欠航・運休・航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能により、出発予定時刻から 6 時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から 6 時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合

イ. 搭乗していた航空機の遅延等により乗り継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から 6 時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合

♣ 3 身の回り品の購入費用は、乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後 6 時間を経過してもその目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後 96 時間以内に費用を負担したときにお支払いします。(住居に帰着した後の費用はお支払いの対象になりません。)

【お支払いする保険金】

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当な金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は除きます。)

ただし、下記の金額が保険期間中の支払限度額となります。

上記③の食事代は、5 千円

上記①～⑥の各費用については、③の食事代を含めて合計で 5 万円

上記⑦の費用については、①～⑥とは別に 10 万円

【保険金をお支払いできない主な場合】

たとえば次のような原因により生じた費用

- 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反
- 戦争、革命などの事変 (ただしテロはお支払いの対象となります。)
- 放射能汚染
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故
- 妊娠・出産・早産・流産もしくはこれらに起因する疾病の発病
- 歯科疾病の発病または症状の悪化
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休
- 被保険者が危険な運動等 (※) を行っている間のケガ
- むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- 自動車等による競技・競争・興行・試運転中のケガ … など

(※) 危険な運動等とは次の運動等をいいます。

山岳登山 (♣1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (♣2) 操縦 (♣3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機 (♣4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

♣1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

♣2 グライダーおよび飛行船を除きます。

♣3 職務として操縦する場合を除きます。

♣4 モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。